

長野県議会議員選挙は4月10日(日) 投票です!

下諏訪町議会議員選挙は4月24日(日)



任期満了に伴う長野県議会議員一般選挙が4月10日に、下諏訪町議会議員一般選挙が4月24日に行われます。選挙は私たちが政治に参加する大切な機会です。忘れずに投票しましょう。

■長野県議会議員一般選挙

- 投票日：平成23年4月10日(日) ○告示日：平成23年4月1日(金)
 - 期日前投票期間：平成23年4月2日(土)～4月9日(土)
 - 投票できる人
 - ・日本国民であること。
 - ・満20歳以上であること。(平成3年4月11日までに生まれた人)
 - ・引き続き3か月以上、下諏訪町の区域内に住所のあること。(平成22年12月31日までに転入届をした人)
- ※今までお住まいの市町村から転出し、県内の他市町村へ転入された方は、転出・転入の時期によって、投票できる場所が異なりますので、次の表によりご確認ください。

	届出の日	投票場所・選挙権の有無		
		下諏訪町で投票できる	旧住所地で投票できる	投票できない
他の都道府県から転入された方	平成22年12月31日以前	○		
	平成23年1月1日以後			○
長野県内の他の市町村から転入された方	平成22年12月31日以前	○		
	平成23年1月1日以後		○※	

※投票する際に、最寄りの市町村が発行する「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」が必要です。なお、期日前投票を行う際にも、この証明書が必要になります。

■下諏訪町議会議員一般選挙

- 投票日：平成23年4月24日(日) ○告示日：平成23年4月19日(火)
 - 期日前投票期間：平成23年4月20日(水)～4月23日(土)
 - 投票できる人
 - ・日本国民であること。
 - ・満20歳以上であること。(平成3年4月25日までに生まれた人)
 - ・引き続き3か月以上、下諏訪町の区域内に住所のあること。(平成23年1月18日までに転入届をした人)
- ※選挙の期日までに他市町村へ転出した人は投票できません。

<投票するとき>

投票時間は、午前7時から午後8時までです。入場券に記載された投票所へ、入場券を持ってお出かけください。万一、入場券を紛失されても投票できますので、投票所でその旨をお申し出ください。

<期日前投票>

投票日当日、次の事由に該当すると見込まれる場合は、上記期間中、期日前投票所(役場庁舎2階 第2会議室)において、午前8時30分から午後8時まで期日前投票ができます。入場券を持参のうえ、期日前投票所にある宣誓書に記入し、係員の指示に従って投票してください。

- ・仕事や冠婚葬祭などの予定がある場合
- ・旅行や用事などで出かける場合
- ・病気や出産、身体の障害などのために歩行が困難な場合

【お問い合わせ先】下諏訪町選挙管理委員会 ☎27-1111 (内線212・213)

23年度から 赤砂崎公園化事業がスタートします!

防災機能を備えつつ、自然環境を活かした多目的な活用を進めます

長年の懸案事項であった赤砂崎用地の公園化事業が本年度から始まります。安全・安心のまちづくりの視点から地域防災の拠点としての機能を備えつつ、親水性のある観光資源としての活用など多目的な整備活用を目指します。事業は六年計画で約二十七億円の事業費を見込んでいます。

●用地取得の経過

- 平成4年度 諏訪新都市開発(株)(フジタの子会社)が土地区画整理事業を計画する。
- 同3～11年度 町が隣接用地と右岸用地を土地開発公社に依頼して代行取得しました。
- 同10・11年度 バブル崩壊で計画が頓挫。スプロール化や乱開発防止のため、土地開発公社が事業用地として、約三十億円取得しました。
- 同11年度 赤砂崎開発事業化に向けて「御柱の杜赤砂崎開発構想」を作成・検討しました。
- 同20年度 用途別の区分分け販売を視野に入れた「グリーンハーモニープロジェクト」を作成・検討しました。

●現状と課題

- ①土地開発公社の事業用地や代行取得地であり、町の所有土地ではないため活用ができません。
- ②公社は土地購入費用を全額銀行からの借り入れで保有しており、毎年その金利が増大しています。(夕張市財政破綻等により金融庁の指導が強化されたため高金利の状況となり、年利2%としても、年間八千万円となります)
- ③利活用するためには、公社から町が土地を購入しなければならぬため、多額の財政措置が必要で

●民間開発と売却の課題

- ①昨今の経済不況により民間による大規模開発、また国、県等の新たな施設整備事業は期待できない状況です。
- ②民間売却は、優良地の売却希望や借り入れ希望があっても、虫食い開発や売れ残りの土地がある可能性があり、乱開発につながる恐れがあります。
- ③民間売却の場合、土地を失いその後に残る簿価と売買価格の差、いわゆる売却損をどう処置していくかが課題となります。

●公園化事業のメリット

- ①赤砂崎用地全体の計画とするため、全ての土地が町の土地として自然環境に配慮しながら有効に活用できる(例：親子子ども広場、イベント時駐車場、大雪排雪場)とともに、購入予定の県有地も含め町民の財産も増加します。
- ②国からの補助金、交付税措置が受けられるため、町の負担の軽減が図られます。
- ③民間による乱開発を防止でき、周辺の住宅環境が向上することから、公園化しない約九千㎡の土地を付加価値の高い住宅用地とすることができ

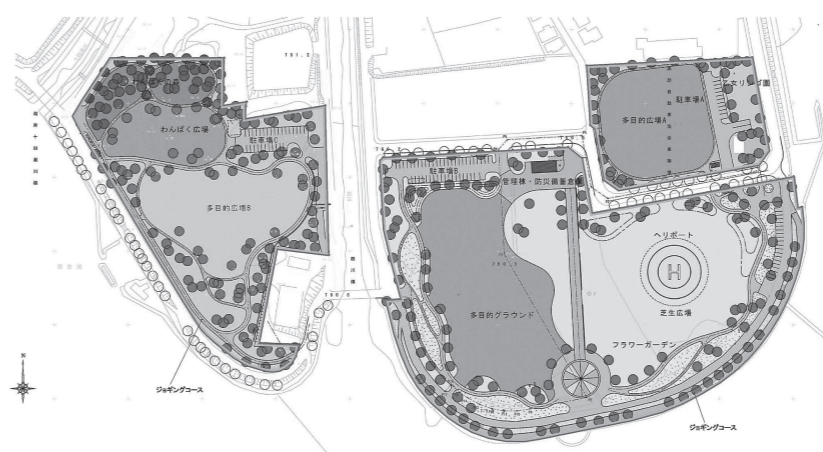
<赤砂崎公園事業の概要>

- 公園事業計画 ・面積 約7.3㍓
- ・事業年度 平成23年度～平成28年度 (6年間)
- ・事業費 約27億2千万円 (※うち用地費25億2千万円)
- (財源) ・国庫補助9億4千万円・起債16億円(交付税措置約7億円)・一般財源 1億8千万円(起債償還は、平成24年度から25年間)

■整備活用構想

- ①防災機能(ヘリポート、防災倉庫、避難場所)
- ②イベント活用と駐車場機能(多目的広場)
- ③健康増進(ジョギングコース)
- ④観光資源としての活用(湖岸環境整備と親水性、果樹公園等)
- ⑤憩いの広場(子ども広場、オートキャンプ、ピクニック広場、スポーツ広場等)

(赤砂崎公園平面図)



■簿価との差額解消に対する財政計画

簿価との差額の総額 約17億7千万円(利息2億1千万円含む)は、平成24年度より11年間で返済を予定しています。その財源につきましては、一般会計より温泉会計への貸付金約12億7千万円(平成27年度から返納開始)を活用し、不足分は一般会計より毎年4,500万円ほどを充てていく予定です。